### 令和7年度税制改正に対応

# 所得税の基礎控除と

## 源泉徴収事務の解説と実務

・令和7年度(2025年度)の税制改正により、所得税の基礎控除額が引き上げられ、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。 このため、令和7年12月に行う年末調整など、源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)。以下に、改正内容と実務上の対応について解説いたします。

#### ……… 主な講座内容 🖥

- 1.改正の概要
- ・基礎控除の見直し
- ・給与所得控除の見直し
- ・特定親族特別控除の創設
- ・扶養親族等の所得要件の改正
- 2.令和7年分の年末調整における留意事項
  - ・扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認
  - ・特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認
  - ・基礎控除申告書の受理と内容の確認
- ・配偶者控除等申告書の受理と内容の確認
- ・年末調整の計算をする上での留意事項
- 3.令和8年分以後の

給与の源泉徴収事務における留意事項

- ・扶養控除等申告書の記載事項の変更
- ・扶養親族等の数の算定方法の変更
- ・源泉徴収税額表の改正
- 4.今後増加する法定福利費について

### (主催) 五所川原商工会議所

TEL:0173-35-2121

# 12月4日(木) 14:00~16:00

〈講師プロフィール〉

星松纸

税理士法人トリプル・ウイン顧問 税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は"誰もが避けて通れない相続"をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

#### 🕿 🖁 五所川原商工会館

(五所川原市東町17-5)

受講料 無料 (会員・非会員 問わず)

対 象 中小・小規模事業者

定 員 20名 (先着順)

<お申し込み方法>

必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込みください。

12/4(木)開催『所得税の基礎控除と源泉徴収事務の解説と実務』受講申込書

五所川原商工会議所 行 ⇒ FAX:0 | 73-35-2 | 24

(申込日:令和7年 月

H)

事	業点	斤名		TEL	
所	在	地		Mail	@
受	講者	省 名	(複数のご参加可能)		